特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
16	南島原市書	健康管理システム(予防接種)	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システム(予防接種)における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和4年6月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル:	名
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	打正。利田 停 止转步
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課
8. 特定個人情報ファイルの	
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 25 0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部こども未来課 25 0957(73)6652

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			13年1月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		3年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	じた入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月19日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 ☎050(3381)5001 福祉保健部こども未来課 ☎050(3381)505 0	総務部秘書広報課 250957(73)6622 福祉保健部こども未来課 250957(73)6652	事後	
平成30年7月4日	5.②所属長の役職名	こども未来課長 永友 須美	こども未来課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	7. 請求先	総務部秘書広報課、福祉保健部こども未来課	総務部総務秘書課、福祉保健部こども未来課	事後	
平成31年4月1日	8. 連絡先	総務部秘書広報課 20957(73)6622	総務部総務秘書課 250957(73)6621	事後	
令和2年6月22日	8. 連絡先	長崎県南島原市有家町山川58番地	長崎県南島原市有家町山川58番地1	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 1. 対象人 数いつ時点での計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月22日	しきい値判断項目 2.取り扱い者数 いつ時点での計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年1月29日	1. ②事務の概要	南島原市では予防接種法に基づき、予防接種 情報の管理、統計報告資料作成等の事務を 行っている。	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	事後	
令和3年1月29日	法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	番号法第9条第1項 別表第一 第10号、93号 の2	事後	
令和3年1月29日	4. ②法律上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、 19号	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、 19号、115号の2	事後	
令和3年1月29日		859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地 1	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番 地	事後	
令和3年1月29日	評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年1月29日	Ⅱ.1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年1月29日	Ⅱ.2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月15日	I、4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 第17号、18号、19号、115号の2	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2項、17項、18項、19項、115の2項)(別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2	事後	
令和3年6月24日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10号、93号 の2	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2 の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I、4. ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2項、17項、18項、19項、115の2項)(別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条 の2 【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の3	事前	
令和3年12月10日	I、1、②事務の概要	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。	南島原市では予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行っている。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月10日	Ⅰ、1、③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I、3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2 の項	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月14日	IV、4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	[0]委託しない	[]委託しない 2)十分である	事前	
令和4年6月24日	I、4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項(別表第二省令における情報提供の根拠)第12条の2第1号、第12条の2第2号、第59条の2 【照会】番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別対策措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる	ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めるも の」及び「予防接種法による給付の支給又は実 費の徴収に関する事務であって主務省令で定	事後	